

鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）
（趣旨）

第1条 この要綱は、市民一人ひとりの多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **パートナーシップ** 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2者間の関係であって、その一方又は双方が性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者であるものをいう。
- (2) **ファミリーシップ** パートナーシップにある2者の一方又は双方に、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していない子（養子を含む。以下「未成年の子」という。）がいる場合であって、当該未成年の子の養育等に関して、相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (3) **パートナーシップの宣誓** パートナーシップにある2者が、市長に対して、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。
- (4) **ファミリーシップの宣誓** パートナーシップにある2者が、市長に対して、未成年の子の養育について相互に協力することを宣誓することをいう。

（対象者の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) パートナーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）の一方又は双方の性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者であること。
 - (3) 宣誓希望者が市内に住所を有していること（当該宣誓日から原則1月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。
 - (4) 配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がない、かつ、宣誓希望者以外の者とパートナーシップの宣誓又は他の地方公共団体で実施している本制度と同様の宣誓若しくは登録をしていないこと。
 - (5) 宣誓希望者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。
- 2 ファミリーシップの宣誓を行うことができる者は、未成年の子が宣誓希望者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓希望者は、宣誓する日時等について事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。宣誓日から原則1月以内に市内への転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書その他独身であることを確認できる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) ファミリーシップの宣誓を行う場合は、次に掲げる書類

ア 未成年の子の住民票の写し

イ 未成年の子が宣誓希望者の一方又は双方の実子又は養子であることが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、宣誓希望者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 宣誓希望者は、宣誓書の提出その他の手続をする際、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。この場合において、前項ただし書きの規定により代筆を行う場合は、代筆を行う者についても同様とする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 転入予定者は、転入後速やかに、住民票の写しその他の転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

(宣誓の受領証明)

第5条 市長は、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)への登録を行うとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第4号。以下「受領証カード」という。)を交付することにより宣誓書の受領証明を行う。

(通称の使用)

第6条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称(氏名以

外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために登録簿に記載することが必要であると認められるものをいう。)を使用することができる。

- 2 市長は、通称の使用を認める挙証資料として、通称で届いた郵便物等の提示を求める。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者が、受領証又は受領証カードを紛失、き損、汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたとき、適当と認めた場合は、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(内容の変更)

第8条 宣誓者は、パートナーシップの宣誓又はファミリーシップの宣誓をした内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、登録簿に登録した内容を変更するとともに、変更後の内容を記した受領証及び受領証カードを発行する。この場合において、宣誓者は、変更前の受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)を市長に提出するとともに、受領証及び受領証カードを返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) 転入予定の宣誓者にあっては一方又は双方が市内に転入しなかったとき。
- (5) 第3条第1項第4号に該当しなくなったとき。
- (6) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(事務の所管)

第10条 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する事務は、鳴門市健康福祉部人権推進課において行う。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、鳴門市個人情報保護条

例（平成16年鳴門市条例第2号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、市民一人ひとりの多様な生き方、個性、価値観等が最大限尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

（宛先）

鳴 門 市 長

年 月 日

（宣誓者）

フリガナ

氏 名 _____

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通 称） _____

住 所 _____

連絡先 _____

（宣誓者）

フリガナ

氏 名 _____

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

（通 称） _____

住 所 _____

連絡先 _____

※パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓者に生計を同一とする未成年の子がいる場合は、氏名を記載することができます。（ 希望する ・ 希望しない ）

未成年者氏名 _____

※代筆の場合

（代筆者） 氏 名 _____

住 所 _____

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

※宣誓にあたり、裏面に記載されている事項について確認してください。

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、以下の内容を確認しました。

確認事項 ※お二人で確認してください。	確認欄 ※該当する項目に「レ」をつけてください。
要綱第2条 第1号 第2号 (関係性) 一方又は双方が性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者であって、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であること。また、一方又は双方に未成年の子がいる場合、当該未成年の子の養育等に関して、相互に協力し合うこと約した関係であること。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません
要綱第3条第1項 第1号 (年齢要件) 宣誓を行う日において、双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません
要綱第3条第1項 第3号 (住所要件) 双方が市内に住所を有する、一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1月以内に市内への転入を予定している、又は双方とも1月以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません
要綱第3条第1項 第4号 (独身要件等) 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む。）及び宣誓希望者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません
要綱第3条第1項 第5号 (公序良俗要件) 双方が、民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません
要綱第3条第2項 (未成年の子の要件) ※該当する場合のみ 未成年者の子の氏名を記載する場合は、当該未成年の子が、宣誓をする一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であること。	<input type="checkbox"/> 該当します <input type="checkbox"/> 該当しません

【添付書類】

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書その他独身であることを確認できる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- ・通称名を使用する場合は、通称名で届いた郵便物等その通称名が日常的に使用されていることが分かる書類

【市職員記入欄】 ※本人確認書類

宣誓者	氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）
宣誓者	氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）
代筆者	氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）

パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿

宣誓番号	登録者	氏名（通称）	住所		連絡先	
		フリガナ				
		（ ）				
		フリガナ				
	宣誓情報	受付日	年 月 日			
		登録日	年 月 日			
		受領証等交付日	年 月 日			
	届出による 消除	<input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出	年 月 日			
			受領証等返還の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	未成年の子 の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	子の氏名		続柄	
				続柄		
				続柄		
				続柄		
備考						

様式第3号（第5条関係）

宣誓番号第 号
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

未成年者氏名 _____ 様
(生年月日： 年 月 日)

_____ 様
(生年月日： 年 月 日)

上記兩名から、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する
要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領した
ことを証明します。

宣誓日 年 月 日

鳴門市長 ○ ○ ○ ○

備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

～ 宣誓を行ったお二人へ ～

・当該受領証の紛失、破損等の事情により、受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により申請することができます。

・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に提出してください。

- (1) 2人の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーの一方が死亡したとき。
- (3) 市内に転入を予定していたパートナーの一方又は双方が転入しなかったとき
- (4) パートナーの一方又は双方が市外に転出したとき。
- (5) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

※パートナーシップとは、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束した2人の関係をいいます。

※ファミリーシップとは、パートナーの関係にある2人の一方又双方に未成年の子がいる場合、当該未成年の子の養育について相互に協力する関係をいいます。

～ この受領証の提示を受けられた方へ ～

この受領証は、お二人が、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束したパートナーシップの宣誓をされたことを鳴門市が証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣誓された証です。

受領証等の提示を受けられた方は、この趣旨をご理解いただくとともに、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
氏 名	氏 名
通 称	通 称

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）

鳴 門 市 長

（届出者） 住 所
氏 名
電話番号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の内容に変更があったことを届け出ます。

宣誓者		
戸籍上の氏名 又は 通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

変更者の氏名又は通称名			
変更事項	住所	変更前	
		変更後	
	氏名（通称）	変更前	（通称）
		変更後	（通称）
	その他 （ ）	変更前	
		変更後	

【添付書類】

・変更内容が確認できる書類（住民票、通称が日常的に使用されていることが分かる書類等）

【市職員記入欄】 ※本人確認書類

- | | | |
|---------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 個人番号カード | <input type="checkbox"/> 旅券 | <input type="checkbox"/> 運転免許証 |
| <input type="checkbox"/> 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 | | |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）

鳴 門 市 長

（届出者） 住 所

氏 名

電話番号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓者		
戸籍上の氏名 又は 通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した <input type="checkbox"/> 一方又は双方が市内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 一方又は双方が要件を満たさなくなった (具体的な理由：) <input type="checkbox"/> その他 (具体的な理由：)	

【添付書類】

・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 紛失 その他 ()

【市職員記入欄】※本人確認書類

個人番号カード 旅券 運転免許証

官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

その他 ()